

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7759

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 7 日	支出額	46,638 円
項目	事務費	充当額	41,974 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務機器リース代		
備考	12 月分		

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。



埼玉りそな銀行

取引銀行 0017	取引店 [REDACTED]	口座番号 *****
取扱店 48303	お取引日 08-01-07	時刻 14:58
お取引内容 振込	お取引金額(円) ¥46,528	手数料 ¥110
お取引後の残高(円) *****		おつり
お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円) 万 千 千 円 円 円		認証 (硬 貨) 円

お振込明細またはご案内

お受取人
埼玉りそな銀行
さくらそう支店
普通 1491391
カ) アスマリース様

ご依頼人

ヒカ"シヤマトオルセイムカット"ウシ"ムシヨ様

電話番号 [REDACTED]
取扱番号 070032

印紙税申告納
付につき浦和
税務署承認済

*印紙税を納付しない場合は*印で消してあります

御中

合計請求書 (表紙)

株式会社 東リ

請求No.	補助No.
17640170001	

[illegible]

合 計	46,528
-----	--------

0001-20874-000

登錄番号 T4-0300-0102-6748

東山徹 政務活動事務所

御中

請求明細書

請求締切日 2026年12月31日
発行日 2026年1月5日
お支払日 2026年1月31日

株式会社東リ
入居営業所
〒550-6014 埼玉県八潮市東寺2-1-1
TEL: 04-2634-5358 FAX: 04-2634-1400
電報掛番 5358

前回の請求額	当月の入金額	繰越額	当月の請求額	消費税率	今回の請求額	合計の請求額
	0	42,290	4,230		46,520	46,520

毎箇条引立てに際し詳しく御礼申し上げます。
下記のとおりご請求申し上げますので、よろしくご請求下さい。

区分	品名	出庫日	入庫日	初発期間 月 年 日	終了 月 年 日	日数	数量	単位	品名	金額	税等
貸出	事務用										
貸出	カーゴ・複合機	24/ 4/ 1		継続 *	12/ 1 12/ 31	31	1	台	月極	1,500	1,500
貸出	保守電話設備 子機1台付	24/ 4/ 1		継続 *	12/ 1 12/ 31	31	1	台	月極	2,000	2,000
貸出	コピー機 A3	24/ 4/ 1		継続 *	12/ 1 12/ 31	31	1	台	月極	9,500	9,500
貸出	片袖組W1200鍵付	24/ 4/ 1		継続 *	12/ 1 12/ 31	31	2	台	月極	550	1,100
貸出	打合せテーブル1200×750	24/ 4/ 1		継続 *	12/ 1 12/ 31	31	4	台	月極	600	2,400
貸出	肘付回転椅子	24/ 4/ 1		継続 *	12/ 1 12/ 31	31	2	台	月極	350	700
貸出	折畳椅子	24/ 4/ 1		継続 *	12/ 1 12/ 31	31	10	台	月極	120	1,200
貸出	書庫 W900	24/ 4/ 1		継続 *	12/ 1 12/ 31	31	1	台	月極	300	300
貸出	カウンター書庫 W900	24/ 4/ 1		継続 *	12/ 1 12/ 31	31	1	台	月極	700	700
貸出	パーティション900×1900	24/ 4/ 1		継続 *	12/ 1 12/ 31	31	4	台	月極	1,200	4,800
貸出	冷蔵庫85〜100リットル	24/ 4/ 1		継続 *	12/ 1 12/ 31	31	1	台	月極	1,500	1,500
貸出	消火器10号	24/ 4/ 1		継続 *	12/ 1 12/ 31	31	1	台	月極	450	450
合 計											

注) ◇は軽減税率(8%)適用商品 0001-20874-000
登録番号 74-0300-0102-6748



建設機械等レンタル基本契約書

株式会社 東リース

目 次

令和4年4月1日改定

第1条（総則）
第2条（個別契約）
第3条（レンタル期間）
第4条（規約期間）
第5条（レンタル料等）
第6条（基本管理料）
第7条（ヤードフェイサーサービス料）
第8条（支払期日）
第9条（保証金）
第10条（物件の引渡し、免責）
第11条（物件の検収）
第12条（損害賠償の制限）
第13条（物件の保守・管理、月次点検）
第14条（物件の検査）
第15条（禁止事項）
第16条（環境汚染物質下での使用禁止）
第17条（通知義務）
第18条（個別契約終了時の措置、物件の返還）
第19条（物件についての損害賠償）
第20条（反社会的勢力等への対応）
第21条（不返還となった場合の損害賠償・措置）
第22条（個人情報保護の利用目的）
第23条（個人情報保護の登録、利用の同意）
第24条（契約解除）
第25条（契約解除の措置）
第26条（中途解約）
第27条（解約損害金）
第28条（秘密の保持）
第29条（損害賠償人）
第30条（情報提供義務）
第31条（公正証書）
第32条（専断的合意管轄）
第33条（駐車違反の場合の処置等）
第34条（マシーンコントロール/マシーングайдランス（MC/MG機能の提供の停止等））
第35条（補則）

第1条（総則）

- 1 建設機械、（以下「建設機械等」という。）レンタル基本契約（以下「本契約」という。）は、賃借人を甲、貸貸人を乙、連帯保証人を丙及び丁として、その基本的事項を定める。
- 2 乙は、甲に対し、建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービス（以下建設機械等の賃貸借及びこれに基づくサービスを総称して「レンタル」という。）を提供する。

第2条（個別契約）

- 1 各物件のレンタル契約（以下「個別契約」という。）は、甲及び乙が本契約に基づいて行う。
- 2 個別契約は、甲が、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等を明確にして申し込み、乙が承諾することによって成立する。
- 3 個別契約において本契約と異なる事項を定めたときは、個別契約が優先する。
- 4 個別契約に関する事項は、甲及び乙が協議のうえで決定する。

第3条（レンタル期間）

- 1 各物件のレンタル期間は、貸出日（レンタル開始日）から返還日（レンタル終了日）までとする。
- 2 乙の承諾を得たときは、甲は、個別契約に定めたレンタル期間を短縮または延長することができる。

第4条（契約期間）

本契約の有効期間は契約締結日より1年間とし、期間満了2か月前までに、甲または乙が相手方に対して本契約改廃の意思表示をしない場合、本契約は同内容にて自動的に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第5条（レンタル料等）

- 1 甲は、乙に対し、レンタル料、修理費用、販売及び運搬費用等（以下「レンタル料等」という。）を支払う。
- 2 レンタル期間中、物件を使用しない期間または物件使用できない期間があった場合でも、甲は、当該期間のレンタル料等を免れない。
- 3 レンタル料等は、物件の1日8時間以内の稼働を前提とするものであり、1日8時間を超えて物件を稼働した場合、乙は、甲に対し、別途定める追加のレンタル料を請求することができる。

第6条（基本管理料）

甲は、乙に対し、乙が行う点検及びそれに付随する作業の費用として、別途定める基本管理料を支払う。

第7条（セーフティーサービス料）

- 1 甲は、乙の定めるセーフティーサービス制度（以下「セーフティーサービス」という。）に加入することができる。甲がセーフティーサービスに加入した場合、セーフティーサービス内容を承諾したものとし、甲は、乙に対し、セーフティーサービス料を支払う。
- 2 甲がセーフティーサービスに加入し、セーフティーサービス料を支払っていた場合、物件の破損、盗難等があったときでも、甲は乙に対し、乙が定める負担金を支払うことにより、乙に対する損害賠償義務を免れる。ただし、地震、津波、噴火等の自然災害並びに甲の故意または重大な過失による事故等、補償の対象外となる場合、この限りではない。

第8条（支払期日）

- 1 甲は、毎月第日までに引渡を受けた物件のレンタル料等、基本管理料、セーフティーサービス料を、【当月・定・翌々月】日（金租期間が休日の場合は翌営業日）までに、乙指定の銀行口座に振込む方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。
- 2 甲が本契約及び個別契約に基づき負担する金銭債務の支払を遅延した場合、甲は、乙に対し、日歩4銭の遅延損害金を支払う。

第9条（保証金）

- 1 本契約及び個別契約に基づく甲の債務を担保するため、乙は、甲に対し、乙の定める保証金を請求することができる。
- 2 甲に第24条1項各号の一つに該当する事由が生じた場合、乙は、前項の保証金をもちてレンタル料等その他一切の債務に充当することができる。
- 3 本契約が終了し甲が物件を返還した場合、乙は、甲に対し、保証金を返還する。この保証金に利息は付さない。

第10条（物件の引渡し、免責）

- 1 乙は、甲に対し、レンタル開始日に、乙の事業所内において、物件を引き渡す。ただし、甲は、乙に対し、甲が費用を負担することにより、乙の事業所以外の場所において、物件を引き渡すことを請求することができる。

- 2 物件の引渡しのため、乙が甲の現場内に立ち入る場合、乙は、甲の指示に従う。
- 3 乙が甲に対して物件を引き渡した場合、乙は、甲に対し、納品書を交付し、甲は、乙に対し、物件收受書を交付する。
- 4 物件の搬出入、運送、積み降ろし等に伴う事故は、甲が自ら行った場合または甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙が行った場合は乙の責任とする。
- 5 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通制限、第三者との紛争、第三者からの妨害その他乙の責めに帰することのできない事由により、物件の引渡しが遅滞し、または引渡し不能となった場合、乙は、甲に対し、損害賠償義務を負わない。

第11条（物件の検収）

- 1 甲は、物件受領後直ちに、物件の規格、仕様、性能、機能及び数量等について検収し、物件が本契約及び個別契約の内容に適合していることを確認する。
- 2 物件が本契約及び個別契約の内容に適合しない場合、甲は、乙に対し、直ちに通知する。
- 3 甲が前項の通知をしなかった場合、物件が本契約及び個別契約の内容に適合しているものとみなす。
- 4 甲が第2項の通知をした場合、乙は、物件を修理し、または甲に対して代替の物件を引渡す。

第12条（損害賠償の制限）

乙が甲に対して損害賠償義務を負う場合、損害賠償の額は、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とする。

第13条（物件の保守・管理、月次点検）

- 1 甲は、物件の引渡しから返還までの間、物件の使用、保管にあたっては善良な管理者として、物件本来の用法、能力に従って使用し、常に正常な状態を維持管理する。
- 2 甲は、物件の使用前には必ず「取扱説明書」を確認し、作業開始前には必ず始業点検を行い、必要な整備を実施する。
- 3 物件の保管、維持及び保守に関する費用は、全て甲の負担とする。
- 4 甲は、自己の責任と負担で物件の月次点検及び自主点検等を行い、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 5 物件の設置、保管、使用により甲が第三者に損害を与えた場合、甲の責任において解決し、乙は一切の責任を負わない。

第14条（物件の検査）

- 1 乙が甲に対してあらかじめ通知した場合、乙は、物件の使用場所において、物件の使用方法及び保管状況を検査することができる。
- 2 甲は、前項の検査に積極的に協力しなければならない。

第15条（禁止事項）

- 1 甲は、次の各号に定める行爲をしてはならない。
 - (1) 物件を第三者に譲渡し、または、担保に供すること
 - (2) 物件の操作、取り扱いを有資格者以外に行われること
- 2 甲は、乙の書面による承諾を得なければ、次の各号に定める行爲をしてはならない。
 - (1) 物件に新たに設置、部品、付属品等を装着させ、または既に装着しているものを取り外すこと
 - (2) 物件を改造し、または性能、機能を変更すること
 - (3) 物件を本来の用途以外に使用すること
 - (4) 物件を当初に納入した場所から他へ移動させること
 - (5) 個別契約に基づく賃借権を他に譲渡し、または物件を第三者に転貸すること
 - (6) 物件に表示された所有者の表示や標識を抹消し、または取り外すこと

第16条（環境汚染物質下での使用禁止）

- 1 甲は、放射能、アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等（以下「汚染物質等」という。）の存在する環境下で物件を使用しない。ただし、乙の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 物件に汚染物質等が付着した場合、甲は、汚染物質等の除去、または廃棄処分を直ちに行い、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 3 汚染物質等が付着した物件によって乙または第三者が損害を被った場合、甲が一切の責任を負う。

第17条（通知義務）

次の各号に定める場合、甲及び乙は、相手方に対し、速やかに書面により通知する。

- (1) レンタル期間中の物件について盗難、滅失、または損傷が生じたとき
- (2) 住所を移転したとき
- (3) 代表者を変更したとき

(4) 事業の内容に重要な変更があったとき

(5) レンタル期間中の物件につき、第三者から差押執行、その他法律的・事実的侵害があったとき

第18条（個別契約満了時の措置、物件の返還）

- 1 個別契約満了時、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受領書を交付する。
- 2 物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 3 物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、甲は、乙の検収に異議を申し立てることはできない。
- 4 甲は、乙に対し、貸出時の状態にて物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。

第19条（物件についての損害補償）

- 1 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、その他原因のいかんを問わず、レンタル中の物件に損傷、滅失、盗難等が発生した場合でも、甲は本契約及び個別契約に定める義務を免れない。
- 2 物件が損傷して乙が修理を行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 3 物件の滅失、盗難等により乙への返却が困難な場合、甲は、乙に対し、物件の再調達価格相当額を支払うものとする。
- 4 事故等により物件に損傷が発生し、その物件の修理額が再調達価格を超える場合、乙は再調達価格を修理代として請求する。
- 5 物件の修理または再調達に時間を要する場合、甲は、乙に対し、修理または再調達に要した期間に相当する補償金を支払う。

第20条（反社会的勢力等への対応）

- 1 甲は、乙に対し、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、無知無能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲は、乙に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な請求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な請求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて乙の信用を損傷し、若しくは乙の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲が次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、何らの催告をせずに、本契約を解除することができる。
- (1) 第1項各号のいずれかに該当したとき
 - (2) 前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
- 4 前項により乙が本契約を解除した場合、甲は、乙に対し、解除により生じた乙の損害を賠償しなければならず、乙は、甲に対し、解除により生じた甲の損害を賠償する責任を負わない。

第21条（不返還となった場合の損害賠償・措置）

- 1 甲は、乙に対し、甲が物件を返還しないことにより発生した全ての損害を賠償する。
- 2 乙は、個別契約満了または本契約若しくは個別契約の解除にもかかわらず甲が物件を返還しない場合、一般社団法人日本建設機械レンタル協会（以下「レンタル協会」という。）に報告し、不返還者リストに登録するとともに、必要な法的措置をとる。

第22条（個人情報の利用目的）

- 1 乙が、甲及び丙・丁の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。
- (1) 個別契約及び連帯保証契約の締結に際し、甲及び丙・丁に関する本人確認及び審査を行うため

- (2) 物件が不返還になった場合に前条第2項の措置を行うため
- 2 前項に定める目的以外に個人情報を取得する場合、乙は、甲及び丙・丁に対し、あらかじめその利用目的を明示する。
- 3 乙は、東グループにおいて顧客との取引を適切かつ円滑に履行するため、次のとおり甲及び丙・丁の個人情報を東グループ内で共同利用することができる。
- (1) 共同利用する項目
氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日
 - (2) 共同利用する範囲
東グループ各社
 - (3) 利用目的
 - ① 業務上のご連絡をする場合
 - ② 当社が取り扱う商品及びサービスに関するご案内をする場合
 - ③ お客様からのお問い合わせまたはご依頼等への対応をする場合
 - (4) 共同利用の管理責任者
株式会社東ホールディングス

第23条（個人情報の登録、利用の同意）

- 1 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙が取得した個人情報が、レンタル協会に7年を超えない期間、登録及び利用されることに同意する。
- (1) 物件使用に関し、甲または丙・丁の違反行為により、その結果乙に行政処分が科せられたとき
 - (2) 物件使用に関し、甲が度重なる行政処分を受けたとき
 - (3) 物件使用に関し、捜査機関による捜査が開始されたと乙が認識したとき
 - (4) 物件の不返還があったとき
 - (5) レンタル料等の不払い及び支払い遅延があったとき
- 2 前項の情報は、レンタル協会に加入する会員であるレンタル業者により、契約締結の露の審査のために利用される。

第24条（契約の解除）

- 1 甲が次の各号のいずれかに該当する場合、乙は、何らの催告をすることなく本契約及び個別契約を解除することができる。
- (1) 本契約または個別契約に違反したとき
 - (2) レンタル料等、基本管理料、セーフティーサービス料、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき

- (3) 自ら搬出しまたは引受けたり手形若しくは小切手が不渡りとなったとき及び支払い不能または支払停止状態に至ったとき
 - (4) 公租公課の滞納処分、他の債務について執行保全処分、強制執行、競売その他の公権力の処分を受け、若しくは破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立があったとき、または清算に入る等事実上営業を停止したとき
 - (5) 物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、または法令その他で定める物件の使用方法に違反したとき
 - (6) 解散、死亡若しくは制限能力者、または住所・居所が不明となったとき
 - (7) 信用状態が著しく悪化し、またはその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき
 - (8) レンタル利用に関して、不正な行為（違法行為または公序良俗に違反する行為等）があったとき
- 2 前項により乙が契約を解除した場合、甲は、乙に対し、直ちに物件を返還するとともに、物件返還日までのレンタル料その他一切の債務を支払う。
 - 3 甲に第1項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する一切の債務を乙に対して支払う。

第25条（契約解除の措置）

- 1 前条により本契約または個別契約が解除された場合、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所において返還し、甲が乙に物件を返還した場合、乙は、甲に対し、受領書を交付する。
- 2 甲が物件を直ちに返還をしない場合、乙は物件の保管場所に立ち入り回収し、損害がある場合、甲はその損害を負担する。
- 3 物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
- 4 物件の返還には、甲及び乙の双方が立ち会うものとする。ただし、甲が立ち会うことができない場合、甲は、乙の検収に異議を申し立てることはできない。
- 5 甲は、乙に対し、貸出時の状態にて物件を返還する。返還時に物件に損傷、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において原状に復し、乙がこれらを行った場合、甲は、乙に対し、乙が負担した費用を支払う。
- 6 物件の返還が完了するまで、甲は、本契約及び個別契約に定められた義務を履行する。
- 7 本契約または個別契約の解除により甲が損害を被った場合でも、乙は、甲に対し、損害を賠償する義務を負わない。

第26条（中途解約）

- 1 個別契約期間中、甲は本契約及び個別契約を解約することはできない。ただし、乙が、相当と認めた場合はこの限りではない。
- 2 前項により本契約及び個別契約が解約された場合、前条の規定を準用する。

第27条（解約損害金）

前二条の規定により物件が返還された場合、甲は、乙に対し、個別契約で定めた違約金を支払う。ただし、個別契約に定めがない場合、甲乙協議のうえ損害金を定める。

第28条（秘密の保持）

甲及び乙は、本契約及び個別契約終了後も、本契約及び個別契約により知り得た一切の情報を第三者に漏洩してはならない。

第29条（連帯保証人）

- 1 乙は、甲に対し、本契約及び個別契約に連帯保証人を付けることを請求することができる。
- 2 丙及び丁は、甲と連帯して、本契約及び個別契約から生じる甲の一切の債務（以下「主債務」という。）を保証する。ただし、当該保証の極度額は3000万円とする。

第30条（情報提供義務）

丙及び丁は、乙に対し、本契約日までに、甲から次の各号すべてにかかる情報の提供を受けたことを確認する。

- (1) 甲の財産及び収支の状況
- (2) 甲が主債務以外に負担している債務の負担の有無並びにその額及び履行状況
- (3) 甲が主債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及び内容

第31条（公正証書）

乙は、甲及び丙・丁に対し、甲及び丙・丁の負担で、本契約及び個別契約に関する公正証書の作成を請求することができる。

第32条（専属的合意管轄）

本契約及び個別契約に関する甲と乙との紛争については、さいたま地方裁判所川越支部または所轄のいかにかわらず所沢簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第33条（駐車違反の場合の処置等）

- 1 レンタル期間中に物件に関し駐車違反があった場合は、甲が自ら駐車違反に係る反則金を納付し、当該駐車違反に伴うレッカー移動・保管等の諸費用（以下「レッカー代等」という。）を負担する。
- 2 警察から乙に対し違法駐車された物件の移動又は引取要請があり、乙がこれに応じて当該物件を移動した場合、乙は甲に対し速やかに通知する。
- 3 前項の場合、乙が当該駐車違反に係る反則金又はレッカー代等を負担したときは、甲は、乙が負担した一切の費用を乙に支払う。乙が指定した日までに甲がこれを支払わない場合、乙は当該レンタル個別契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。
- 4 甲が第1項の駐車違反に係る反則金を所定期限内に納付せず、又はレッカー代等を指定日までに支払わないときは、乙は当該レンタル個別契約を解除することができ、当該物件を甲に使用させないことができる。
- 5 違法駐車により甲が本物件を使用できなかった場合も、レンタル期間及びレンタル料は変更されない。

第34条 マシンコントロール/マシニングайдランス（MC/MG機能の提供の停止等）

- 1 乙は、次のいずれかの事由に該当する場合は、甲に事前に通知することなく、MC/MG機能の全部又は一部の提供を停止又は中断することができる。
 - (1) 乙の責めに帰すべき事由によらざる本サービス用設備についての障害
 - (2) 甲の設備の故障・不具合等
 - (3) 甲の設備、本サービス用設備の定期点検・緊急点検その他のメンテナンス
 - (4) 電波の障害（電波が届かない又は届きにくい等の事象を含む。）
 - (5) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (6) MC/MG機能の提供に必要な第三者のソフトウェア、サーバその他の設備・権利等の貸与・ライセンス等を乙が受けられなくなった場合
 - (7) 甲による第15条違反その他乙の定める手順・セキュリティ基準等の不遵守
 - (8) その他、乙がMC/MG機能の提供の停止又は中断が必要と判断した場合

2 乙は、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、速やかに甲にその旨を通知する。

3 乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有するものに障害があることを知ったときは、直ちに当該設備の修理又は復旧に努める。

4 乙は、本サービス用設備のうち、乙等が保有しないものに障害があることを知ったときは、当該設備を保有する第三者に対し通知するなど合理的な範囲で修理又は復旧に努める。

5 前3項のほか、物件のMC/MG機能に不具合が発生したときは、甲及び乙はそれぞれ遅滞なく相手方に通知する。甲及び乙間で協議のうえ、各自の行うべき対応措置を決定した場合、甲及び乙は、それを実施する。

6 第1項に定める事由により甲がMC/MG機能を利用することができない状態が生じたときであっても、甲は、乙に対し、個別契約において合意したレンタル料を支払うものとし、これにより甲に生じた損害について乙は一切の責任を負わない。

第35条（補則）

本契約及び個別契約に定めのない事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。

2024年 7 月 / 日

貸貸人（乙） 住所 埼玉県入間市新久137-1

株式会社 東リース

代表取締役 黒米 清

貸借人（甲） 住所

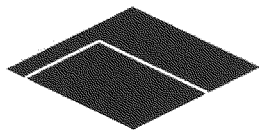
氏名 東山 徹

連帯保証人（丙） 住所

氏名

連帯保証人（丁） 住所

氏名



株式会社 東リース

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7760

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 7 日	支出額	6,329 円
項目	事務費	充当額	5,696 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	政務活動事務所電気代 1 2 月分		
備考	6 0 A		

政務活動費 領収書等貼付用紙

7760

(2/2)

ゆうちょ銀行または郵便局でお支払いの場合は左側2票だけお出し下さい。

(A)電気料金等領収証

年月分	7-12
金額	6,329
うち消費税等相当額	575
お支払人氏名 ヒガシヤマ トオル 様	
お客さま番号 [REDACTED]	
ご請求番号 21-00177-79966	

東京電力エナジーパートナー株式会社

お問い合わせ先
(カスタマーセンター)
0120-995-113

日 附 印

192028
26.1.07
ローソン
西区役所前店

(お客さま控え)

350-1306

埼玉県狭山市富士見1丁目14-11
キタノダイビル3F

AOA01A03191200000000
263129368181

東京電力エナジーパートナー株式会社

ヒガンヤマ トオル 様



お客様番号 5HJ022-2312221-0000
0046997# 00023499-0001/0001

電気料金等請求書
(Electric bills)

(登録事業番号: T8010001106930)

クレジット管理センター

162-8620

東京都新宿区横町7-4 階

お問い合わせ先 (カスタマーセンター)

0120-995-113

～おかけ間違いにお気をつけ下さい。～

毎度ご利用いただきありがとうございます。令和7年12月分の電気料金等を下記のとおりご請求させていただきます。

ヒガンヤマ トオル 様

ご請求金額	6,329円
うち消費税等相当額	575円

使用場所	埼玉県狭山市富士見1丁目14-11 キタノダイビル3F		
地区番号	19 (計量日: 18)	お客様番号	
お支払期限日	令和8年1月19日	供給地点特定番号	
		次回ご請求予定日	令和8年1月22日

〇ご契約内容 契約種別 スタンダードS 使用期間 11月18日 ~ 12月17日
契約容量 主契約 60A

〇ご使用実績 使用電力量 合計 154kWh
ご使用量の内訳は裏面をご確認ください。

<クレジットカードでのお支払いが便利です>

左のQRコードを読み取っていただくと、7年12月分と次回
請求以降の電気料金等をクレジットカードでお支払いできます。

お支払いの際は、このシモン日より切り取りご持参下さい。

お客様番号

ご請求番号

電気料金等内訳書

記載されている金額につきましては、ご契約中の契約種別に応じた税率により算出しております。

項目	単位	数量	金額 (円)	備 考
基本料金			1,870	料金決定日: 令和 7年12月20日
電力買入れ			3,627	50日間
- 1 座料金	29.80	120	3,576.00	
- 2 座料金	36.40	34	1,237.60	
- 燃料費調整額	-7.70	154	-1,185.80	
再生エネルギー調整金	3.98	154	612	
諸本主負担			220	
合計 (10%対象)			6,329	うち消費税等相当額 57.5円
ご請求金額			6,329	
燃料費調整率のお知らせ (1kWhあたり、税込)				
12月 (当月) 分				7.70円
1月 (翌月) 分				7.72円
翌月分は当月分と比べ				0.02円
託送料金相当額	9.44	154	1,453	
うち賠償責任金相当額				
および廃棄物処理負担金相当額	0.16	154	24.64	

○停電等、電気設備に関するお問い合わせはこちらまでご連絡ください。「0120-995-007」

○ご請求金額には、託送料金相当額が含まれております。託送料金相当額の目安は使用量 (kWh) に一般送配電事業者の託送料金平均単価を乗じて算定しております。託送料金相当額について、くわしくはホームページをご確認ください。

電気・ガスのご使用状況をふまえ、契約内容をご確認ください。ご質問や変更のご希望等がございましたら、カスタマーセンターまでご連絡ください。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7761

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 7 日	支出額	8,287 円
項目	事務費	充当額	7,458 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	政務活動事務所電気代 1 2 月分		
備考	5 KW		

政務活動費 領収書等貼付用紙

7761

(2/2)

（A）電気料金等領収証

年月分	7-12
金額	8,287
うち消費税等相当額	753
お支払人氏名 ヒガシヤマ トオル 様	
お客さま番号 [REDACTED]	
ご請求番号 21-00177-80134	

東京電力エナジーパートナー株式会社

お問い合わせ先
（カスタマーセンター）
0120-995-113

日 附 印

19年12月26日 10:07
⑤
ローンさいたま
西区役所前店

（お客さま控え）

ゆうちょ銀行または郵便局でお支払いの場合は左側2票だけお出し下さい。

350-1306
埼玉県熊谷市富士見1丁目14-11
キタノダイビル3F

ADA01A03191300000000
263129368184

東京電力エナジーパートナー株式会社

ヒガシヤマ トオル 様



お客様番号
5HJ022 2512221 0000
0046998# 00023499 0001/0001



電気料金等請求書
(Electric bill)

(登録事業者番号: T8010001166930)
クレジット管理センター

162-8820

東京都新宿区横町7-4階

お問い合わせ先 (カスタマーセンター)

0120-995-113

～お支払い間違いにお気をつけ下さい～

毎月に利用いただきますありがとうございます。令和7年12月分の電気料金等を下記のとおりご請求させていただきます。

ヒガシヤマ トオル 様

ご請求金額	8,287円
うち消費税等別当額	753円

ご使用場所	埼玉県熊谷市富士見1丁目14-11		
	キタノダイビル3F		
地区番号	19	(計量日: 18)	お客様番号
お支払期限日	令和8年1月19日	供給地点特定番号	
		次回ご請求予定日	令和8年1月22日

○ご契約内容 契約種別 動力プラン 使用期間 11月18日 ~ 12月17日
契約電力 主契約 5kW

○ご使用実績 使用電力量 合計 118kWh

ご使用量の内訳は裏面をご確認ください。



＜クレジットカードでのお支払いが便利です＞

左のQRコードを読み取っていただくと、7年12月分と次回請求以降の電気料金等をクレジットカードでお支払いできます。

お支払いの際は、このシシ目より切り取りご持参下さい。

州客产区署号	21-00177-80134
二珠次器号	
附金	项目
	年证

取替されたい事項につきましては、ご契約中の契約書類に於いて約款より、

KVA/KW/KWH/m	並 価 額 (円)	料金決定日
--------------	-------------	-------

燃料費調整単価のお知らせ(1ヵ月あたり、税込)

12月(当月)分	7.70円
1月(翌月)分	7.72円
翌月分は当月分比	0.02円

○停電料、電気設備に関するお問い合わせは、こちらまでご連絡ください。 ☎0120-995-0071

○請求金額には、託送料相当額が含まれております。託送料相当額の目安は使用量（kWh）に一般託配電事業者の託送料金平均値を乗じて算定しております。

○託送料金相当額について、くわしくはホームページをご確認ください。

・夏季：毎年7月1日から9月30日まで ・冬季：毎年12月1日から翌年の2月28日まで（閏年の場合は2月29日まで） ・その他：夏季および冬季以外の期間

電気・ガスのご使用状況をふまえ、契約内容をご確認ください。ご質問や変更のご希望等がございましたら、カスタマーセンターまでご連絡ください。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7762

(1/1)

日付	令和 8 年 1 月 7 日	支出額	83,160 円
項目	事務費	充当額	74,844 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	PC、複合機（Apeos C6570）リース		
備考	No. 228、No. 258、No. 283 2/9、3/9		

支払証明書あり

理由

330-0063

埼玉県議会自由民主党議員団

御中



105-0003
東京都港区西新橋1丁目3-1
西新橋スクエア9階
三菱HCビジネスリース株式会社

431111 09171 0000279#

0001/0004 0000580

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますのでご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。 敬具

リース契約のご確認書

【ご契約内容】		リース実行の確定書			
契約番号		リース期間	60 ヶ月		
種類	リース	リース期間開始日	2022/09/12	リース期間満了日	2027/09/11
販売店名	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 埼玉支社メジャー営業グループ	リース料	25,200 円	リース料	1,512,000 円
		消費税等	2,520 円	消費税等	151,200 円
代表物件名	複合機	お支払額	27,720 円	お支払額	1,663,200 円
※ リース物件のご明細につきましては、別紙をご参照ください。		お支払日	07 日	お支払方法	口座振替

【お支払引当口座】				
金融機関名	埼玉りそな銀行 〇〇支店	預金種目	普通	口座番号
口座名義人	ジミントウケンギダンチヨウ コジマ ノブアキ			

【お支払内容】						(単位:円)					
回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高	回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高
			リース料	消費税等					リース料	消費税等	
1	2022/11	27,720	25,200	2,520	1,635,480	31	2025/04	27,720	25,200	2,520	803,580
2	2022/11	27,720	25,200	2,520	1,607,760	32	2025/05	27,720	25,200	2,520	776,160
3	2022/12	27,720	25,200	2,520	1,580,040	33	2025/06	27,720	25,200	2,520	748,440
4	2023/01	27,720	25,200	2,520	1,552,320	34	2025/07	27,720	25,200	2,520	720,720
5	2023/02	27,720	25,200	2,520	1,524,600	35	2025/08	27,720	25,200	2,520	693,000
6	2023/03	27,720	25,200	2,520	1,496,880	36	2025/09	27,720	25,200	2,520	665,280
7	2023/04	27,720	25,200	2,520	1,469,160	37	2025/10	27,720	25,200	2,520	637,560
8	2023/05	27,720	25,200	2,520	1,441,440	38	2025/11	27,720	25,200	2,520	609,840
9	2023/06	27,720	25,200	2,520	1,413,720	39	2025/12	27,720	25,200	2,520	582,120
10	2023/07	27,720	25,200	2,520	1,386,000	40	2026/01	27,720	25,200	2,520	554,400
11	2023/08	27,720	25,200	2,520	1,358,280	41	2026/02	27,720	25,200	2,520	526,680
12	2023/09	27,720	25,200	2,520	1,330,560	42	2026/03	27,720	25,200	2,520	498,960
13	2023/10	27,720	25,200	2,520	1,302,840	43	2026/04	27,720	25,200	2,520	471,240
14	2023/11	27,720	25,200	2,520	1,275,120	44	2026/05	27,720	25,200	2,520	443,520
15	2023/12	27,720	25,200	2,520	1,247,400	45	2026/06	27,720	25,200	2,520	415,800
16	2024/01	27,720	25,200	2,520	1,219,680	46	2026/07	27,720	25,200	2,520	388,080
17	2024/02	27,720	25,200	2,520	1,191,960	47	2026/08	27,720	25,200	2,520	360,360
18	2024/03	27,720	25,200	2,520	1,164,240	48	2026/09	27,720	25,200	2,520	332,640
19	2024/04	27,720	25,200	2,520	1,136,520	49	2026/10	27,720	25,200	2,520	304,920
20	2024/05	27,720	25,200	2,520	1,108,800	50	2026/11	27,720	25,200	2,520	277,200
21	2024/06	27,720	25,200	2,520	1,081,080	51	2026/12	27,720	25,200	2,520	249,480
22	2024/07	27,720	25,200	2,520	1,053,360	52	2027/01	27,720	25,200	2,520	221,760
23	2024/08	27,720	25,200	2,520	1,025,640	53	2027/02	27,720	25,200	2,520	194,040
24	2024/09	27,720	25,200	2,520	997,920	54	2027/03	27,720	25,200	2,520	166,320
25	2024/10	27,720	25,200	2,520	970,200	55	2027/04	27,720	25,200	2,520	138,600
26	2024/11	27,720	25,200	2,520	942,480	56	2027/05	27,720	25,200	2,520	110,880
27	2024/12	27,720	25,200	2,520	914,760	57	2027/06	27,720	25,200	2,520	83,160
28	2025/01	27,720	25,200	2,520	887,040	58	2027/07	27,720	25,200	2,520	55,440
29	2025/02	27,720	25,200	2,520	859,320	59	2027/08	27,720	25,200	2,520	27,720
30	2025/03	27,720	25,200	2,520	831,600	60	2027/09	27,720	25,200	2,520	0

【ご連絡事項】

・お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、当社は、これらの代金を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただくことがあります。

※なお、誠に恐れますが、同封の物件シールをリース物件に貼付の上ご使用いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

リース契約のご確認書

(リース物件のご明細)

作成日 : 2022/09/16
ページ : 2 / 2

ご契約いただきましたリース物件の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。
本書はリース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

物件 全 2件

物件 1	物件名	複合機	数量	1
	メーカー名	富士フイルム B1	型式	Apeos C6570 (Model-P)
	物件設置場所	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15-1		
物件 2	物件名	パソコン	数量	1
	メーカー名	富士通	型式	ESPRIMO D7011/HX
	物件設置場所	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15-1		
物件 3	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件 4	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件 5	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件 6	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件 7	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件 8	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件 9	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件 10	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			

431111 09171 0000279
0002/0004 0000581



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7763

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 7 日	支出額	7,581 円
項目	事務費	充当額	6,064 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	12 月分電気料金		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7763

(2/2)

電気料金等領収証		発行年月日 2026年 01月 24日
サイタマケンギカイギイン ナカヤシキ		御中様
¥ 7,581 -		
(うち消費税相当額 ¥689)		
但 2025年 12月分 電気料金として		
上記正に指定の口座より引き落としにて領収いたしました		
領収月日 1月 7日		
事業所	4 0 4 支社 (事業所コード404)	
地区番号	19	
お客さま番号	[REDACTED]	
ご契約住所	埼玉県鴻巣市東3丁目11-18	
	モリタビル 103	
ご契約名義	埼玉県議会議員 中屋敷 慎一 様	
ご契約種別・容量	従量電灯 B - 60A	
使用期間	11月21日～12月19日	
ご使用量	199kWh	
東京都千代田区内幸町一丁目1番3号		
東京電力エナジーパートナー株式会社		
TEPCO		
本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7764

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 7 日	支出額	7,522 円
項目	事務費	充当額	6,769 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	政務活動事務所光熱費		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

7764

(2/2)

ゆうちょう銀行または郵便局でお支払いの場合は左側2票だけお出し下さい。

(A)電気料金等領収証

年月分	7-12
金額	7,522
うち消費税等相当額	683
お支払人氏名	スガ アキオ 様
お客さま番号	
ご請求番号	21-00167-25547

東京電力エナジーパートナー株式会社

お問い合わせ先
(カスタマーセンター)
0120-995-113

日 附 印

収 入
251794
26.1.07
ローソンストア100
明後日金曜-7月4日
（ごま控え）

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7765

(1/1)

日付	令和 8 年 1 月 7 日	支出額	516 円
項目	事務費	充当額	412 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	来客用 お茶（コーヒー）		
備考			

支払証明書あり

理由

埼玉県議会自由民主党議員団



お取替えは1週間以内をお願いします
一部商品は除きます

大宮櫛引店 TEL0487884011

<領収証>

2026年01月07日(水) レジNo:0085

責

09*UCC 職人の珈琲	¥598
くらし応援ポイント	50P
自動割引 20%	-120
外税 8%(対象 ¥478)	¥38
合計	¥516
(本体 8%対象	¥478)
(消費税 8%対象	¥38)
現金	¥1,000
お預り合計	¥1,000
お釣り	¥484

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7766

(1/1)

日付	令和 8 年 1 月 7 日	支出額	13,530 円
項目	事務費	充当額	10,824 円
細目	事務費	按分率	
摘要	コピー機リース代		
備考			

支払証明書あり

理由

[illegible]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7767

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 7 日	支出額	3,542 円
項目	事務費	充当額	2,833 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	水道料金 12.1 月分		
備考	保谷武		

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7767

(2/2)

期	種	お支払金額	の預り金額
08-01-07	水道	*3,542	水道料

☐ 他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
 お支払可能時刻は、お支払の金額によって異なります。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7768

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 7 日	支出額	656 円
項目	事務費	充当額	590 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	事務所用・乾電池		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7768

(2/2)

※ 金額は消費税別 ※
2026年01月07日(水) 店 No: 0085

貴: [redacted]
11 F D 電池ハイパワー ¥498
11 M アルカリ乾電池 4 ¥98
外税10% (対象) ¥597
合計 ¥655
(本体10%対象 ¥597)
(消費税10%対象 ¥59)
===== ポイント情報 =====
通常P ¥597 2P
今回ポイント
累計ポイント [redacted]
当月お買上累計額
■ポイント除外商品は含みません
カードNo [redacted]
=====

[*]印は軽減税率(8%)適用商品
株式会社ヤコー
登録番号 14030001056722
[redacted]
対象店No: 2331 売上点数 2点
店No: 2332 18:2814

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7769

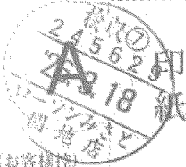
(1/3)

日付	令和 8 年 1 月 7 日	支出額	46,200 円
項目	事務費	充当額	36,960 円
細目	事務費	按分率	8/10
摘要	複合機リース代		
備考	2026 年 1.2.3 月分 ⑤美田宗亮		

政務活動費 領収書等貼付用紙

7769

(2/3)

受 取 書		振込金の内訳	
受領額	15,400 円	お客様番号	
受取人	三菱HCビジネスリース株式会社	未収月	2026年 3月分
ご依頼人	美田 宗亮	未収金	15,400 円
お客様番号		遅延損害金合計	0 円
上記の金額正に受取りました。		請求金額合計	15,400 円
		未収未残高	15,400 円
(収納代行) 三菱UFJニコス		※未収未残高には消費税等が含まれております	
		※ご不明な点につきましては、お客様番号をお申し出の上、下記お支払窓口までご相談ください。	
		三菱HCビジネスリース株式会社 (債権管理部) 〒 261-7108 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6-1 WBGマ リブイースト棟8階 TEL 043-331-6200	

政務活動費 領収書等貼付用紙

7769

(3/3)

普通預金 (兼お借入明細)

2

日	摘要	お支払金額(円)	お預り金額(円)	差引残高(円)	お支払の印
08-01-07	振替	*15,400	HC)ミツバシHBL		
08-02-09	振替	*15,400	HC)ミツバシHBL		

お支払の印は、お支払の印を貼付する場合は、お支払の印を貼付してください。お支払の印は、お支払の印を貼付してください。お支払の印は、お支払の印を貼付してください。

2

341-0011

埼玉県三郷市
采女1丁目9-1 埼玉県議会議員 内

美田 宗亮

様



105-0003

431111 04191 0000359#

0001/0003 0000740

作成日 : 2021/04/19
ページ : 1/ 2福岡合弁先
担当支店 埼玉支店
電話 050-3818-3448
(受付時間: 平日 09:00~17:00)105-0003
東京都港区西新橋1丁目3-1
西新橋スクエア9階

日立キャピタルNBL株式会社

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。 平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度は、弊社のリース契約をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
ご契約いただきましたリース契約の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げますので
ご確認いただき、リース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

リース契約のご確認書

【ご契約内容】					
契約番号			リース期間	60 ヶ月	
契約種類	リース		リース期間開始日	2021/04/14	リース期間終了日 2026/04/13
販売店名	有限会社 文具のズギモト		リース料	14,000円	リース料 840,000円
代表物件名	複合機		消費税等	1,400円	消費税等 84,000円
			お支払額	15,400円	お支払額 924,000円
			※リース物件のご明細につきましては、別紙をご参照ください。	お支払日 07 日	お支払方法 口座振替

【お支払引落口座】					
金融機関名	埼玉りそな銀行 支店		預金種別	普通	口座番号
口座名義人	ミタ ムネアキ				

【お支払内容】											
回数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高	期数	お支払年月	お支払額	内訳		お支払後残高
			リース料	消費税等					リース料	消費税等	
1	2021/05	15,400	14,000	1,400	908,800	31	2023/11	15,400	14,000	1,400	446,600
2	2021/06	15,400	14,000	1,400	893,200	32	2023/12	15,400	14,000	1,400	431,200
3	2021/07	15,400	14,000	1,400	877,800	33	2024/01	15,400	14,000	1,400	415,800
4	2021/08	15,400	14,000	1,400	862,400	34	2024/02	15,400	14,000	1,400	400,400
5	2021/09	15,400	14,000	1,400	847,000	35	2024/03	15,400	14,000	1,400	385,000
6	2021/10	15,400	14,000	1,400	831,600	36	2024/04	15,400	14,000	1,400	369,600
7	2021/11	15,400	14,000	1,400	816,200	37	2024/05	15,400	14,000	1,400	354,200
8	2021/12	15,400	14,000	1,400	800,800	38	2024/06	15,400	14,000	1,400	338,800
9	2022/01	15,400	14,000	1,400	785,400	39	2024/07	15,400	14,000	1,400	323,400
10	2022/02	15,400	14,000	1,400	770,000	40	2024/08	15,400	14,000	1,400	308,000
11	2022/03	15,400	14,000	1,400	754,600	41	2024/09	15,400	14,000	1,400	292,600
12	2022/04	15,400	14,000	1,400	739,200	42	2024/10	15,400	14,000	1,400	277,200
13	2022/05	15,400	14,000	1,400	723,800	43	2024/11	15,400	14,000	1,400	261,800
14	2022/06	15,400	14,000	1,400	708,400	44	2024/12	15,400	14,000	1,400	246,400
15	2022/07	15,400	14,000	1,400	693,000	45	2025/01	15,400	14,000	1,400	231,000
16	2022/08	15,400	14,000	1,400	677,600	46	2025/02	15,400	14,000	1,400	215,600
17	2022/09	15,400	14,000	1,400	662,200	47	2025/03	15,400	14,000	1,400	200,200
18	2022/10	15,400	14,000	1,400	646,800	48	2025/04	15,400	14,000	1,400	184,800
19	2022/11	15,400	14,000	1,400	631,400	49	2025/05	15,400	14,000	1,400	169,400
20	2022/12	15,400	14,000	1,400	616,000	50	2025/06	15,400	14,000	1,400	154,000
21	2023/01	15,400	14,000	1,400	600,600	51	2025/07	15,400	14,000	1,400	138,600
22	2023/02	15,400	14,000	1,400	585,200	52	2025/08	15,400	14,000	1,400	123,200
23	2023/03	15,400	14,000	1,400	569,800	53	2025/09	15,400	14,000	1,400	107,800
24	2023/04	15,400	14,000	1,400	554,400	54	2025/10	15,400	14,000	1,400	92,400
25	2023/05	15,400	14,000	1,400	539,000	55	2025/11	15,400	14,000	1,400	77,000
26	2023/06	15,400	14,000	1,400	523,600	56	2025/12	15,400	14,000	1,400	61,600
27	2023/07	15,400	14,000	1,400	508,200	57	2026/01	15,400	14,000	1,400	46,200
28	2023/08	15,400	14,000	1,400	492,800	58	2026/02	15,400	14,000	1,400	30,800
29	2023/09	15,400	14,000	1,400	477,400	59	2026/03	15,400	14,000	1,400	15,400
30	2023/10	15,400	14,000	1,400	462,000	60	2026/04	15,400	14,000	1,400	0

【ご連絡事項】

・お支払方法が口座振替の場合において、ご指定いただいたお支払口座と当社に対する他のお支払いに係る口座が同一のときは、
当社は、これらの代金を含算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をさせていただくことがあります。

リース契約のご確認書

(リース物件のご明細)

作成日 : 2021/04/19
ページ : 2/ 2

ご契約いただきましたリース物件の内容につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。
本書はリース契約終了まで大切に保管していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

物件 全 1件

物件 1	物件名	複合機	数量	1
	メーカー名	富士ゼロックス	型式	ApeosPeriC2360
	物件設置場所	埼玉県三郷市采女1丁目9-1		
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			
物件	物件名		数量	
	メーカー名		型式	
	物件設置場所			

431111 04191 0000359
0002/0003 0000741



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7770

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 7 日	支出額	10,560 円
項目	事務費	充当額	9,504 円
細目	事務費	按分率	9/10
摘要	コピー機リース代金/令和 7 年 12 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

7770

(2/2)

2

年 月 日		摘 要	お 支 払 金 額	お 預 り 金 額	差 引 残 高
08-01-07		振替	*10,560	HC)ミツビシHBL	

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
【項目名】お支払金額・お預り金額・差引残高
・外貨普通預金の場合、通帳見返し部に記載された通貨単位となります。
・その他の預金の場合は、円単位となります。

2

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7771

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 7 日	支出額	860 円
項目	事務費	充当額	860 円
細目	事務費	按分率	
摘要	政務資料郵送代		
備考	吉良英敏		

7-Eleven
セブン-イレブン
幸手惣新田店
埼玉県幸手市惣新田 7 3 3

電話：0480-48-2503 レジ#1

事業者登録番号T1030001033813
2026年01月07日(水) 13:29 貴124

領 収 書

レターパックライト430 430円
 @430x 2 860非

小 計（非課税） ¥860

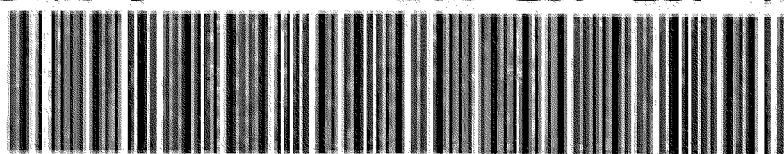
合 計 ¥860

お 預 り ¥1,000

お 釣 ¥140

お買上明細は上記のとおりです。

伝票番号 260-107-187-4347



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7812

(1/2)

日付	令和 8 年 1 月 8 日	支出額	140 円
項目	事務費	充当額	140 円
細目	事務費	按分率	
摘要	郵送代		
備考	・ 埼玉県議会自由民主党議員団 ・ 計 322 円のうち、切手代 140 円を充当		

セブン-イレブン
春日部南2丁目店
埼玉県春日部市南2丁目3-34
電話: 048-733-5583 レジ#1
事業者登録番号T9810646001773
2026年01月08日(木) 11:33 責012

領 収 書

140円切手 140円

小 計 (非課税) ¥140
合 計 ¥322
(税率 8% 対象 ¥182)
(内消費税等 8% ¥13)
お 預 り ¥322
お 釣 ¥0

お買上明細は上記のとおりです。
[*]マークは軽減税率対象です。
伝票番号 260-108-152-9039

~~~~~ 切りとり ~~~~~

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7813

(1/2)

|    |                |     |         |
|----|----------------|-----|---------|
| 日付 | 令和 8 年 1 月 8 日 | 支出額 | 5,930 円 |
| 項目 | 事務費            | 充当額 | 5,337 円 |
| 細目 | 事務費            | 按分率 | 9/10    |
| 摘要 | 切手、レターパック代     |     |         |
| 備考 | 資料郵送用<br>鈴木正人  |     |         |



領収書

様

[販売]

R7・シンプル110・切手

5,500円1枚¥5,500

レターバックライト(430円)

430円1枚¥430

-----

小計¥5,930

課税計(10%)¥0

(内消費税等(10%))¥0

非課税計¥5,930

合計¥5,930

お預り金額¥5,930



〒100-8792 日本郵便株式会社

東京都千代田区大手町2-3-1

登録番号 T1010001112577

取扱日時：2026年 1月 8日 16:47

発行No. 260108J1962 端N99箱01

連絡先：富士見東台郵便局

TEL:049-251-7653



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7814

(1/2)

|    |                |     |         |
|----|----------------|-----|---------|
| 日付 | 令和 8 年 1 月 8 日 | 支出額 | 2,300 円 |
| 項目 | 事務費            | 充当額 | 2,070 円 |
| 細目 | 事務費            | 按分率 | 9/10    |
| 摘要 | ガス料金 12 月分     |     |         |
| 備考 | 埼玉県議会自由民主党議員団  |     |         |

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

7814

(2/2)

